

## 船橋市工事検査規程

### (趣旨)

第1条 この訓令は、船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）第38条第1項に規定する工事に係る検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

### (検査)

第3条 検査は、受注者から工事完成通知又は工事出来形確認請求を受けた日から起算して14日以内に完了しなければならない。

2 検査は、工事契約に基づく給付の完了等の確認を行うものとし、検査の種類は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事が完成したときに行う検査
- (2) 出来形検査 工事の完成前に部分払をするときに行う検査

### (検査職員)

第4条 前条第2項の規定により検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 専門検査職員 検査を主管する部長（以下「検査主管部長」という。）及び検査を主管する課の職員で検査主管部長の指定するもの
- (2) 指定検査職員 専門検査職員以外の者で検査主管部長の指定するもの

### (検査の区分)

第5条 専門検査職員の検査は、次に掲げる工事について行うものとする。

- (1) 請負金額が1件1,000万円以上の工事
- (2) 前号に掲げる工事に付随する工事
- (3) その他市長が必要があると認める工事

2 指定検査職員の検査は、前項各号に掲げる工事以外の工事について行うものとする。

### (検査の依頼)

第6条 工事を主管する課等の長（以下「工事主管課長」という。）は、受注者から工事完成通知又は工事出来形確認請求を受けたときは、工事検査依頼書（第1号様式）に、別

に定める検査依頼資料を添えて、速やかに検査を主管する課長（以下「検査主管課長」という。）又は指定検査職員に依頼しなければならない。

（検査の通知）

第7条 検査主管課長は、前条の規定により検査の依頼を受けたときは、検査職員及び検査日を決定し、工事検査実施通知書（第2号様式。以下「実施通知書」という。）により工事主管課長に通知しなければならない。

2 指定検査職員は、前条の規定により検査の依頼を受けたときは、検査日を決定し、実施通知書により工事主管課長に通知しなければならない。

（検査の方法）

第8条 検査は、監督職員及び受注者を立ち合わせるものとする。

2 検査は、工事の施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、別に定める検査基準により検査し、完成又は出来形を確認するものとする。

3 地下、水中その他仕上げ内部面等について外部から直接検査を実施することが困難な部分については、別に定める検査依頼資料を確認することにより検査をすることができる。

4 検査において必要があると認めるときは、その必要程度を超えない範囲において、その一部を破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

（検査の報告）

第9条 専門検査職員は、検査を実施し、完成又は出来形を確認したときは、工事検査調書（第3号様式。以下「検査調書」という。）に別に定める技術検査資料を添えて、検査主管課長に報告しなければならない。

2 専門検査職員は、検査を実施し、工事の施工状況、出来形、品質、出来ばえ及びこれらに関する各種の記録が契約図書と相違し、又は不完全と認められる部分があるときは、手直し工事指示書（第4号様式。以下「指示書」という。）により検査主管課長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭により報告することができる。

（工事の手直し等）

第10条 検査主管課長及び指定検査職員は、検査により工事の施工状況、出来形、品質、出来ばえ及びこれらに関する各種の記録が契約図書と相違し、又は不完全と認められる部分があるときは、直ちに指示書により工事主管課長に対し、修補又は改造を指示しなければならない。ただし、軽易な事項については、検査職員が口頭指示することにより、これに代えることができる。

2 検査主管課長及び指定検査職員は、手直し部分が極めて重大であり、かつ、その処理に急を要すると認めるときは、直ちに検査主管部長に報告するとともに、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

3 工事主管課長は、手直しの指示を受けたときは、直ちに当該工事の受注者に修補又は改造を指示しなければならない。

4 検査主管課長及び指定検査職員は、前項に規定する修補又は改造の工事が完成したときは、再度検査を実施しなければならない。

(工事検査確認通知等)

第11条 検査主管課長は、専門検査職員の検査報告を受け、これを確認したときは、工事検査確認通知書(第5号様式。以下「確認通知書」という。)に、検査調書及び別に定める技術検査資料を添えて、工事主管課長に通知しなければならない。この場合において、検査主管課長に事故があるときは、検査を主管する課の課長補佐又はこれに相当する職以上の者がその職務を行う。

2 指定検査職員は、検査を実施し、これを確認したときは、確認通知書に、検査調書及び別に定める技術検査資料を添えて工事主管課長に通知しなければならない。

3 市長は、前2項の場合にあっては、工事検査結果通知書(第6号様式)に別に定める技術検査資料を添えて、受注者に通知しなければならない。

(検査等の準用)

第12条 第3条第1項及び第6条から第9条までの規定は、指示書による手直し工事の検査について準用する。

(検査業務の委託)

第13条 検査主管部長は、市の検査職員以外の者に検査を委託するときは、市長の承認を得てこれを行わなければならない。

2 前項の規定により検査の委託を受けた者は、その検査結果について検査調書に別に定める技術検査資料を添えて、検査主管部長に提出しなければならない。

3 検査主管部長は、必要があると認めるときは、市の検査職員以外の者が行う検査に検査職員を立ち合わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に契約した工事に係る検査については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

工事検査依頼書

第 号  
年 月 日

(検査主管課長・指定検査職員)様

(工事主管課長)

次の工事について、(完成・出来形)検査を依頼します。

発注年度		
工事番号		
工事名		
工事場所		
業種区分		
設計金額		
変更設計金額		
請負金額		
変更請負金額		
工期		
変更工期		
既支払額		
今回支払予定金額		
工事完成通知書又は出来形確認請求書受理年月日		
工事主管課長確認年月日		
監督職員		
現場代理人		
主任技術者		
監理技術者		
受注者	住所	
	氏名	

第2号様式

工事検査実施通知書

第 号  
年 月 日

(工事主管課長) 様

(検査主管課長・指定検査職員)

次の工事について、(完成・出来形)検査を実施するので通知します。

発注年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
業種区分	
検査実施年月日	
検査職員	

第3号様式

工事検査調書

年 月 日

( 専門検査職員 ) 印

次の工事について、( 完成・出来形 ) を確認しました。

発注年度		
工事番号		
工事名		
工事場所		
業種区分		
検査年月日		
完成金額又は出来形金額		
工事主管課立会者		
受注者立会者		
受注者	住所	
	氏名	

第4号様式

手直し工事指示書

第 号  
年 月 日

(工事主管課長) 様

(検査主管課長・指定検査職員)

次の工事について、手直しを必要とするので(報告・指示)します。

発注年度		
工事番号		
工事名		
工事場所		
業種区分		
検査年月日		
検査職員		
工事主管課立会者		
受注者立会者		
受注者	住所	
	氏名	
手直し事項		

第5号様式

工事検査確認通知書

第 号  
年 月 日

(工事主管課長) 様

(検査主管課長・指定検査職員) 印

次の工事について、(完成・出来形)を確認したので通知します。

発注年度		
工事番号		
工事名		
工事場所		
業種区分		
検査年月日		
検査職員		
完成金額又は出来形金額		
受注者	住所	
	氏名	

第6号様式

工事検査結果通知書

第 号  
年 月 日

(受注者) 様

船橋市長 印

次の工事について、(完成・出来形)を確認したので通知します。

発注年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
業種区分	
検査年月日	
検査職員	
完成金額又は出来形金額	
既支払額	
今回支払額	